

改善報告書

大学名称 桐蔭横浜大学 (大学評価実施年度 2018年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

2018 (平成 30) 年度に大学評価を受審し、本学は大学基準協会の大学基準に適合していると認定を受けたものの、改善すべき課題として複数の指摘を受けた。教育課程編成・実施の方針、単位の実質化、学習成果の把握、定員管理など、多岐にわたる指摘事項は、すべて教学ガバナンスと体制の脆弱さに起因するものと分析される。

まず取り組んだのは、内部質保証も含めた、教学ガバナンスの体制整備である。大学評価時、本学には「学長室」「大学自己点検評価委員会」「教学マネジメント会議」「企画検討会」「大学運営会議」「大学評議会」など、内部事項により扱う会議体が散在しており、最終的には学長をリーダーとした意思決定体制で教学ガバナンスは行うものの、教学ガバナンスの根幹たる内部質保証については、責任の所在が曖昧で、一体的・構造的な取組を進められてこなかった。そこで2019 (令和元) 年度、教学上の意思決定機関を「大学評議会」とし、「大学執行部会議」がその執行を担う現体制に移行した。大学執行部会議は、学長、副学長、学長補佐、各学部長により構成し、全学の情報を集約し、教学ガバナンスの責任を担うものとして役割を果たしている (資料1-1)。2020 (令和2) 年度には、大学執行部会議の責任において学内自己点検評価を実施し、本改善報告に向けての状況と必要な取組を確認した (資料1-2)。また2021 (令和3) 年度には、教員の自己点検評価について議論を重ね、制度の制定と施行、今後の工程を確認した (資料1-3)。2022 (令和4) 年度からは、学長の指示により各研究科長も会議に参画している。また同年、執行体制を支える IR 推進室 (資料1-4) や事務部課長会 (資料1-5) など整備し、それらを反映させた「桐蔭横浜大学 内部質保証の方針」の制定に向けて大学執行部会議で検討を進めているところ、今年度中に決定する予定である (資料1-6)。

大学執行部会議のもと、各部局において指摘事項を踏まえた取組の改善を進めている。例えば3つの方針 (学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針) については、大学執行部会議が主導し、指摘を受けた学部等のみならず、すべての学部・研究科で見直しを進めた。2021 (令和3) 年度末には、大学全体の教育目標である「ユニバーシティ・ポリシー」を策定し (資料1-7)、それを踏まえ、すべての学部の3つの方針を改めて見直したところである。教育課程のPDCAを進め、単位の実質化の取組を検討し、学生をはじめ、ステークホルダーへの説明責任を果たして行く。研究科における教員選考基準、学位論文の審査基準、FD 活動などの取組も同様に、大学執行部会議のリーダーシップのもと、次々と改善してきている。

定員管理、及び財務基盤に関する指摘は、経営に関わる重要な指摘である。そのため、学校法人経営を踏まえつつ、慎重に対応を行っている。定員管理については、学部の超過に関しては2018 (平成30) 年にスポーツテクノロジー学科の定員を30名増するなど志願動向を反映させつつ、大学評価以外でも指摘されている法人の財政状況改善に関する文部

科学省及び日本私立学校振興・共済事業団の指導に従い、定員管理に取り組んできた。財政改善計画と両睨みの条件下において最大限改善の努力をし、数値は改善してきている。研究科の未充足に関しては、学部卒業生の大学進学を増加させるため、広報活動及び学費に対する援助制度整備や、外部からの進学者に対する広報活動に重点を置き、ホームページの改変や講演会等におけるプロモーション活動に尽力するなどを行い、一部の研究科では状況を大幅に改善してきている。学校法人の財政面の課題に関しては、4点（①中長期財政再建シミュレーションの策定 ②収入の安定的な確保 ③人件費の削減 ④所有施設の維持管理）について集中的に取り組んでいる。

<根拠資料>

- 1-1 桐蔭横浜大学執行部会議規則
- 1-2 令和2年度 学内自己点検評価について（執行部会議資料）
- 1-3 教員の自己点検・評価について（執行部会議資料）
- 1-4 桐蔭横浜大学 IR 推進室規程
- 1-5 桐蔭横浜大学部課長会議則
- 1-6 桐蔭横浜大学 内部質保証の方針（案）
- 1-7 ユニバーシティ・ポリシー

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	工学研究科修士課程及び博士後期課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。
	大学評価時の状況	工学研究科修士課程及び博士後期課程では、丁寧な研究指導を軸とした教育研究を行っているが、計画については指導教員により区々で、課程として研究指導の方法及びスケジュールを定めていなかった。
	大学評価後の改善状況	工学研究科においてすぐに検討に着手し、課程としての共通理解を言語化し、「修了までの教育・研究計画と指導について」としてとりまとめた。令和2年度より学生便覧にも掲載し、学生に明示している（資料2-(1)-1-1）。 具体的には、修士課程及び博士後期課程における修了までの研究指導等の流れ、ならびに教育・研究における年間又は学期ごとの計画書の様式について掲載した。学生は、これを用いて研究指導の方法及びスケジュールを確認し、指導教員との面談を行うことで研究計画を作成し、指導教育は研究指導計画を作成し、学務部に提出することとしている。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(1)-1-1 大学院工学研究科学生便覧・履修要項（抜粋版）「修了までの教育・研究計画と指導について」
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1	
No.	種 別	内 容

2	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言 (全文)	<p>過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、スポーツ健康政策学部で1.24、同スポーツ教育学科で1.26、同スポーツテクノロジー学科で1.23、同スポーツ健康政策学科で1.25と高い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、スポーツ健康政策学部で1.21、同スポーツ教育学科で1.23、同スポーツ健康政策学科で1.22と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。</p>
	大学評価時の状況	<p>大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第154号）を踏まえ、スポーツ健康政策学部における平均入学定員超過率を示された基準（2018年：1.25倍未満、2019年以降：1.15倍未満）に抑制するよう、評価時点（2017年度入試）において学部全体で1.19倍とし、漸次対応を進めていたところ。評価時点においては、過去5年間（2013～2017）の入学定員に対する入学者数比率の平均は、スポーツ健康政策学部で1.24（スポーツ教育学科：1.26、スポーツテクノロジー学科：1.23、スポーツ健康政策学科：1.25）となっていた。このことと相関する形で、評価時点（2017）における収容定員に対する在籍学生数比率は、スポーツ健康政策学部で1.21（スポーツ教育学科：1.23、スポーツテクノロジー学科：1.19、スポーツ健康政策学科：1.22）となっていた。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>2018年にスポーツテクノロジー学科の定員を30名増するなど志願動向を反映させつつ、別でも指摘されている法人の財政状況改善に関する文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団の指導に従い、定員管理に取り組んできた。本報告時点において、過去5年間（2018～2022）の入学定員に対する入学者数の平均は、スポーツ健康政策学部で1.19（スポーツ教育学科：1.21、スポーツテ</p>

		クノロジー学科：1.17、スポーツ健康政策学科：1.21) と、財政改善計画と両睨みの条件下において最大限改善の努力をしている。その証左として、2022年5月1日現在の、収容定員に対する在籍学生数比率は、スポーツ健康政策学部で1.16(スポーツ教育学科：1.19、スポーツテクノロジー学科：1.13、スポーツ健康政策学科：1.16) と大きく改善できている。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(1)-2-1 大学基礎データ表2
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準10 大学運営・財務 (2) 財務
	提言(全文)	「要積立額に対する金融資産の充足率」が著しく低くかつ低下傾向にあり、「事業活動収入(帰属収入)に対する翌年度繰越支出超過額(翌年度繰越消費支出超過額)の割合」も著しく高い状態が続いており、十分な財務基盤が確立できていない。明確な数値目標を掲げた中・長期の財政計画を早期に策定し、財政状況の改善に向けて取り組むよう是正されたい。
	大学評価時の状況	本学を設置する学校法人桐蔭学園は、高校以下の学校事業の占める割合が大きく、それは財政的にも同様である。平成28年度決算では、収支のほとんどを占める事業活動収入は101億9千万円、事業支出は113億2千万円と支出が収入を上回っているが、減価償却額の約14億円を除くと、ほぼ収支が均衡した状況となっており、このトレンドが数年続いていた。その結果として、「要積立額に対する金融資産の充足率」が低下傾向にあり、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」も高い状態が続いていた。

<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>本学園は文部科学省からも「集中経営指導法人」に指定され、令和2年度から経営改善計画を毎年度提出し、指導を受けており、令和4年度で3年目を迎える。財政面での最大の課題として4点(①中長期財政再建シミュレーションの策定 ②収入の安定的な確保 ③人件費の削減 ④所有施設の維持管理)が挙げられる。</p> <p>1) 中長期財政再建シミュレーションの策定 本改善勧告及び経営改善計画により、財政再建シミュレーションを作成し、予算・決算を反映させ、都度更新している。また、毎回の理事会に進捗状況を報告している。(資料2-(1)-3-1)</p> <p>2) 収入の安定的な確保 現在、桐蔭学園は中高の再編中である。高校および中等教育学校を完全共学化に伴い、旧体制(高校2・3年:男女別クラス、中等5・6年:男子のみ)の部分が学年進行により、学年のクラス構成が新旧体制混在もしくは旧体制となっている。また、令和2年度末に中学校及び大学法科大学院を廃止した。学園の主な収入源は、学納金および経常費補助金である。いずれも、学生生徒数に比例するため、安定的な確保が求められる。このため、部門ごとに、毎年の入学者数の目標値を定めており、定員充足に向けて部門ごとに募集広報を行っている。</p> <p>3) 人件費の削減 令和6年度が学校再編による完成年度となるが、廃止に伴う学級数の減少に伴い、その分の教員人件費が余剰となっている。これを解消すべく、原則として定年による退職教員に対する新任教員の補充は行わない。退職予定教員数は、令和5年度までは年度あたり5名以下であるが、令和6年度以降は、年間8名以上の定年退職者となっている。さらに、早期退職制度により、毎年若干名の希望退職者が出ている。これにより、当初のシミュレーション時より教員人件費の減少幅が大きくなっている。(資料2-(1)-3-2)</p> <p>また全教職員を対象とした賞与支給率の引き下げと、入試手当削減(入試問題作題手当を除く。)</p>
-------------------	--

		<p>を令和2年度から実施している。</p> <p>売店・寮・食堂に直接雇用の職員配置しており、人件費により多額の赤字が発生している。この対策として、令和2年に外部委託化などの方針を決定した。令和3年度末をもって、6棟ある寮のうち1棟の賃貸借契約を終了した。売店業務は、令和4年度から外部業者へ業務委託をし、直接雇用している専任職員は他部門へ異動し、パート職員等は外部業者からの雇用となった。食堂についても、令和5年度から売店と同じ業者へ外部委託をする検討を進めている。</p> <p>その他、令和2年度から、学園法人総務部内に調達室を設け、業務委託契約、修繕工事の入札、高額な機器備品の購入等について業者の選定、関連補助金申請等を行い、支出削減に取り組んでいる。</p> <p>4) 所有施設設備の維持管理</p> <p>本学園は大学から幼稚園までを擁し、それぞれの校舎、体育館、実験棟、食堂棟、学生会館、ホール等多数の施設が存在するが、今後の中長期計画では、新校舎の建築は当面行わない。しかしながら築30年超の棟も多く経年劣化も見受けられることから、一定の支払修繕費は見込んでいる。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料2-(1)-3-1 財政再建 資金収支中長期計画シミュレーション</p> <p>資料2-(1)-3-2 中高教員数の推移見込</p> <p>資料2-(1)-3-3 計算書類及び監査報告書</p>
	<p><大学基準協会使用欄></p>	
	<p>検討所見</p>	
	<p>改善状況に関する評定</p>	<p>5 4 3 2 1</p>

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 2 内部質保証
	提言 (全文)	<p>内部質保証の推進を担う「学長室」「大学自己点検評価委員会」、各学部・研究科等の「自己点検評価委員会」等の組織に割り当てられた役割や権限が不明確であり、また、「学長室」「大学自己点検評価委員会」による内部質保証のための活動は行われているものの、その記録が残されておらず、これらの組織が各学部・研究科に対して点検・評価に基づく改善を適切に促しているとは認められない。内部質保証の方針を明示し、それに即して、システムを有効に機能させるよう改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>2017 年度後半に内部質保証の手続の変更を行い、「大学自己点検評価委員会」「学長室」「学部等自己点検評価委員会」が協働して全学内部質保証推進組織を担うこととしたが、各組織の役割、機能、接合、権限の整理が追い付いておらず、体制として課題があることを認識していた。また、2015 年度後半から稼働させていた「教学マネジメント会議」との関係性も曖昧で、大学全体としての内部質保証のデザインが不在であった。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>集中的に、内部質保証の実質化も含めた大学改革を進めていくにあたり、学長、副学長、学部長等が構成員である執行部会議に権限を集め、改革を先導することとした(資料 2-(2)-1-1)。内部質保証においては、大学全体の方向性を検討する執行部会議が自己点検評価の基本方針を示し、その方針を踏まえて各部局の自己点検評価委員会が具体的な計画を作成し、実行することとした。また、各部局の自己点検評価結果は執行部会議に報告され、執行部会議が、全体の自己点検評価結果のとりまとめを決定することとする。これにより、散在していた会議体を整理し、本学の規模に適した明確な体制となった。重要な執行部会議の議事録として確実に記録</p>

		<p>を残すことも可能となる。</p> <p>このことを踏まえ、また体制を支える IR 推進室（資料 2-（2）-1-2）や事務部課長会（資料 2-（2）-1-3）などの整備も反映し、「桐蔭横浜大学 内部質保証の方針」の制定に向けて執行部会議で検討を進めているところ、今年度中に決定する予定である（資料 2-（2）-1-4）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>整備された体制を実質化するためには、定期的・周期的な取組を軌道に乗せていく必要がある。学長のリーダーシップのもと、執行部会議がその重責を担い取り組んでいくが、合わせて教職員の意識改革も必要である。マクロ、ミドル、ミクロの各レベルにおける重層的な取組が定常化するよう、UD（ユニバーシティ・ディベロップメント）を推進していく。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-（2）-1-1 桐蔭横浜大学執行部会議規則</p> <p>資料 2-（2）-1-2 桐蔭横浜大学 IR 推進室規程</p> <p>資料 2-（2）-1-3 桐蔭横浜大学部課長会議則</p> <p>資料 2-（2）-1-4 桐蔭横浜大学 内部質保証の方針（案）</p>
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>法学部では、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。また、法学研究科については修士課程と博士後期課程に共通の方針を定めたうえで、これに加えて修士課程の方針を規定しており、共通の方針をもって博士後期課程の方針としているが、修士課程と同様に博士後期課</p>

		程の方針も明確に示すよう、改善が求められる。
大学評価時の状況		<p>法学部では、教育課程の編成・実施の方針において、多様な学生の進路に対応したカリキュラム編成を表現することに偏り、教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等の記述が不足していた。</p> <p>法学研究科では、教育課程の編成・実施の方針について、修士課程と博士後期課程に共通の編成方針を規定しており、授与する学位ごとに定められているとは言えない状況であった。</p>
大学評価後の改善状況		<p>令和3年度に全学的な学修成果の目標（ユニバーシティ・ポリシー）を策定し、それを反映させるため、すべての学部において3つのポリシーの見直しを行った。法学部においても、ユニバーシティ・ポリシーも踏まえた学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に改訂した。教育課程編成・実施の方針においては、学位授与の方針を踏まえたカリキュラム編成の方針と学修成果の評価の方針を記載している（資料2-(2)-2-1）。</p> <p>法学研究科においては、博士後期課程における教育課程の編成・実施の方針を策定し、公表している（資料2-(2)-2-2）。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料		<p>資料2-(2)-2-1 法学部 教育課程編成・実施の方針</p> <p>資料2-(2)-2-2 法学研究科 教育課程編成・実施の方針</p>
＜大学基準協会使用欄＞		
検討所見		
改善状況に関する評定	5	4 3 2 1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	単位の実質化を図るため、大学として1年間に履

		<p>修登録できる単位数の上限を設定しているものの、各学部で「教職に関する科目」や「プロジェクト研究」等について、その上限を超えて履修登録することを認めている。また、医用工学部では前の学期の修得単位数が 20 単位以上かつ GPA が 2.5 以上の学生に対して履修登録できる単位数の制限をなくしているが、年度によっては学年の半数以上が該当しており、実質上、制度が機能しているとはいえない。さらに、法学部では 3 年次編入学生に対して履修登録単位の上限を設定していない。加えて、シラバスの事前事後学習事項の明記、編入学生に対する個別指導を行っているが、単位の実質化を図る措置としては十分ではない。これらのことから単位制の趣旨に照らして改善が求められる。</p>
	<p>大学評価時の状況</p>	<p>全学として、1 学期につき 24 単位、年間 48 単位を履修上限単位数と設定していた。その上で、教職資格など卒業要件外科目や、活動の時期が流動的なプロジェクト系科目など、いくつかの科目を履修単位積算に含めず運用していた。医用工学部においては、上限の 8 割を超える 20 単位を修得し、かつそのほとんどが A 評価 (GPA 3 に相当) である学生に対し、より学習意欲を向上させるため、前の学期の修得単位数が 20 単位以上かつ GPA が 2.5 以上の学生に対して履修登録できる単位数の制限を外していたが、想定以上の数の学生が該当してしまっていた。法学部においては、体系的な法学のトレーニングの必要性に鑑み、3 年次編入学生に履修上限単位数を適用していなかった。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>医用工学部においては、学生の学期毎の修得単位数と GPA の状況を分析し、学習意欲をさらに高めるための制度として、前の学期の修得単位数が 20 単位以上かつ GPA が 3.5 以上の学生に対して履修上限単位数を緩和する改正を行った。その結果、該当者は学年の 15% 以下に抑制することができた。(資料 2-(2)-3-1)</p> <p>法学部においては、3 年次編入学生においても、他の学生と同様に、1 学期あたりの履修上限単位数</p>

		を 24 単位とすることを決定し、施行している（資料 2-（2）-3-2）。
		<p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>上限を超えて履修登録を認める科目については、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会、令和 2 年 1 月）における指摘も踏まえ、卒業要件と資格取得（教職、臨床検査技師、臨床工学技士）との兼ね合いをどうするか、また、外部の知見も取り入れながら、活動の時期が流動的であるプロジェクト系科目などの扱いをどうするか、などの点について、引き続き議論を深めていかなければならない。大学教育の質保証において、単位の実質化は最重要課題であることを全学で認識共有し、学生と教育課程の最適解を見出すべく、検討を進めていく。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-（2）-3-1 1 年間に履修登録できる単位数の上限に関する改善（医用工学部）</p> <p>資料 2-（2）-3-2 法学部の CAP 制について（履修要項より抜粋）</p> <p>資料 2-（2）-3-3 学生の履修登録状況</p>
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
4	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	スポーツ科学研究科修士課程では学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査基準、また、法学研究科修士課程では特定の課題についての研究の成果の審査基準を明確にしていなかったため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	大学院課程において、学位審査をするにあたっては、主査・副査のもと公正かつ厳格に論文や特定課

		題を評価し、その質を担保してきたが、スポーツ科学研究科修士課程においては学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査基準が、法学研究科修士課程においては特定の課題についての研究の成果の審査基準が、それぞれ明文化されていなかった。
大学評価後の改善状況		<p>スポーツ科学研究科においては、主査1名、副査2名が「論文審査」「口頭試問」により審査・評価する7つの観点を明文化した(資料2-(2)-4-1)。</p> <p>法学研究科修士課程においては、「特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験」に関する内規を定め、3点の審査基準を明文化した(資料2-(2)-4-2)。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料		<p>資料2-(2)-4-1 スポーツ科学研究科 学位論文の審査基準</p> <p>資料2-(2)-4-2 桐蔭横浜大学法学研究科修士論文及び博士論文審査等における内規</p>
＜大学基準協会使用欄＞		
検討所見		
改善状況に関する評定	5	4 3 2 1
No.	種 別	内 容
5	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言(全文)	<p>スポーツ科学研究科修士課程及び法学研究科修士課程及び博士後期課程では学位論文の審査を通じて学習成果を把握しているが、学位授与方針に沿った学習成果の把握及び評価が十分に行われているとは認められないことから、今後、適切な方法で取り組むよう改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>法学研究科及びスポーツ科学研究科において、学位授与の方針に基づいた学習成果については、学位論文の執筆が教育課程の集大成として位置付けら</p>

		れていることから、学位論文の審査を通じて学習成果を把握することとしていた。ただし、そのことが明示的になっていなかった。			
大学評価後の改善状況	<p>法学研究科においては、「法学研究科修士論文及び博士論文審査等における内規」を制定し、学位論文または特定の課題についての研究成果の審査等において、論文等の研究成果の内容の学問的知見からの評価に加え、学位授与の方針に掲げた学習成果の目標に対する達成度を評価することとした（資料 2-（2）-5-1）。</p> <p>スポーツ科学研究科においては、FD として、研究指導に関する意見交換及び、大学院教育の在り方についての意見交換を大学評価後 7 回実施した。この中で、学生の学習成果を常に確認しながら研究指導を行うことを確認し、今後そのことを明文化していく予定である。また、修了生に修了・就職後の活動状況や研究科で得られた能力の活用方法などについて意見を求め、学位授与の方針に掲げる学習成果の目標と実際に獲得する資質・能力の関連を逐次確認し、指導体制の見直しに寄与できる仕組みを検討中である（資料 2-（2）-5-2）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>学習成果を把握し、それに基づいた PDCA サイクルを回すことで、教育課程の不断の改善に繋げていく。</p>				
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-（2）-5-1 桐蔭横浜大学法学研究科修士論文及び博士論文審査等における内規</p> <p>資料 2-（2）-5-2 スポーツ科学研究科で実施した FD 一覧</p>				
＜大学基準協会使用欄＞					
検討所見					
改善状況に関する評定	5	4	3	2	1
No.	種 別	内 容			

6	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科修士課程で 0.40、スポーツ科学研究科修士課程で 0.40、法学研究科博士後期課程で 0.17 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	大学評価時の 2017 年度時点において、収容定員に対する在籍学生数比率は、法学研究科修士課程では 0.40（20 名定員中 8 名在籍）、スポーツ科学研究科修士課程では 0.40（20 名定員中 8 名在籍）、法学研究科博士後期課程では 0.17（6 名定員中 1 名在籍）となっていた。
	大学評価後の改善状況	<p>2022 年 5 月 1 日現在、法学研究科修士課程においては 0.30（20 名定員中 6 名在籍、-0.10）、スポーツ科学研究科修士課程においては 0.85（20 名定員中 17 名、+0.45）、法学研究科博士後期課程においては 0.17（6 名定員中 1 名在籍）となっている。</p> <p>スポーツ科学研究科では、本学の学生だけではなく、外部からの進学者に対する広報活動に重点を置き、ホームページの改変や講演会等におけるプロモーション活動に尽力しており、今後もさらなる広報活動の機会を増やしていく。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>法学研究科では、引き続き、学部卒業者の大学進学を増加させるため、広報活動及び学費に対する援助制度を整備するよう検討を行う。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-（1）-2-1 大学基礎データ表 2
	<大学基準協会使用欄>	
検討所見		
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1	
No.	種 別	内 容

7	基準	基準6 教員・教員組織
	提言（全文）	法学研究科及び工学研究科では、大学院担当教員の選考に関する規程等が明文化されていないので、これを定め明示するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	法学研究科及び工学研究科においては、大学院担当教員の選考について各研究科委員会において公正かつ厳正に実施していたが、その基準等を明文化した規程等が整備されていなかった。
	大学評価後の改善状況	大学院担当教員の選考について明文化した規程である「桐蔭横浜大学大学院教員資格選考基準規程」を制定し、施行している（資料2-（2）-7-1）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-（2）-7-1 桐蔭横浜大学大学院教員資格選考基準規程
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
8	基準	基準6 教員・教員組織
	提言（全文）	大学院として、固有のFDが行われていないため、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学においては、ほとんどすべての教員が、学部と研究科を兼担しており、また、学士課程における課題が多いことから、FD活動が、どうしても学士課程を中心に組み立てられてしまい、大学院として固有のFDを実施していなかった。
	大学評価後の改善状況	法学研究科においては、研究科委員会において、研究科固有の課題に対して検討し、FD活動に繋げていくこととした（資料2-（2）-8-1）。

	<p>工学研究科においては、2019 年度より、研究科として取り組むべき研究活動の高度化に向けた FD を隔月で実施している（資料 2-（2）-8-2）。</p> <p>スポーツ科学研究科においては、年間 3 回開催される論文発表会終了後に、研究指導に関する意見交換、及び大学院担当教員間で大学院教育の在り方についての意見交換を行っている。その結果を研究科学務・広報委員会にて集約し、FD に役立てている（資料 2-（2）-8-3）。</p>
<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-（2）-8-1 FD 実施に関する法学研究科委員会資料</p> <p>資料 2-（2）-8-2 工学研究科で実施した FD 一覧</p> <p>資料 2-（2）-8-3 スポーツ科学研究科で実施した FD 一覧</p>
<p>< 大学基準協会使用欄 ></p>	
<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に関する評定</p>	<p>5 4 3 2 1</p>

